



韓国へお引越されるお客様へ

必要書類	<p>【日本側】 ①パスポートコピー ②VISAコピー(日本若しくは現地) ③旅程表(Eチケットコピー) ④申込書 ⑤家財確認書(保険申込書) ⑥(日本国籍以外の方は)滞在カードコピー(両面)</p> <p>【現地側】お客様が日本国籍の場合(ご家族全員分必要となります) ①パスポートコピー ②VISAコピー(一年以上のもの) ③外国人登録証(両面) ④通関書類 ⑤韓国入国印ページコピー ⑥派遣命令書または雇用契約書(韓国側ご勤務先にて発行)</p> <p>【現地側】お客様が韓国国籍の場合 ①パスポートコピー ②韓国入国印ページコピー ③出入国事実証明書 ④通関書類</p> <p>※必要書類は帯同家族全員分が必要となります。 ※特別永住者の方は、出入国事実証明書に代わり①住民登録票、②賃貸契約書が必要となります。</p>
お運び出来ない品	<p>貴重品(現金・通帳・有価証券・貴金属・宝石類等) 動植物(土の付いた物)、土 危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等)</p>
輸入禁止品 輸入規制品	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む) 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、偽造・変造・模造の通貨や証券等 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物・チューインガム ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等) FMラジオ、FAX機器、衛星放送用アンテナ ワシントン条約該当品目、車輛、古美術品 動植物(種子・剥製・卵等含む)・酒・米・タバコ・ライター、クラッカー ※航空便の場合、水分を含んだ物・スプレー等はお運びする事は出来ません。</p>
ご注意	<p>酒、タバコは規制品となります。高額な関税がかけられますのでお控え下さい。 購入から1年未満の電化製品は高額課税の対象となります。 医者からの処方箋による薬は手荷物でお持ちください。 食料品は基本的に輸入出来ません。 自動車、バイク等は基本的にはお運びできません。 ゴルフセットは1セットまで免税、2セット目からは課税対象となる可能性がございます。</p>
お預かりについて	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせていただきます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、 内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けますようお願い致します。 家電製品はメーカー、品番、シリアルNoの記載が必要ですのでスタッフに梱包をお任せ下さい。</p>
船積みについて	<p>書類が揃い次第船積みさせていただきます。 事前に書類の確認をさせていただきますので、 書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みさせていただきます。</p>
現地通関について	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせていただきます。 (現地代理店につきましては船積み頃にご案内させていただきます。) 現地通関の目安: 船便の場合7営業日程度、航空便の場合3営業日程度かかります。</p>
その他	<p>通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。</p>

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
 お気軽に下記フリーダイヤルか
 メールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

